

高 岡 市
洪水対応マニュアル
【改定版】

令和3年5月改定
(平成22年8月作成)

高 岡 市

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、数多くの教訓が浮き彫りとなり、高岡市においても平成24年7月の集中豪雨で多くの家屋が被害を受けるなど、災害への迅速かつ的確な対応が強く求められている。

避難情報に関しては、内閣府は平成17年に策定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」について、過去の災害の教訓や被災等を踏まえ見直しを行っており、平成29年には、名称を「避難勧告等に関するガイドライン（以下、ガイドラインという。）」に変更されている。

平成31年3月には、平成30年7月豪雨による甚大な被害に加え、水防法や土砂災害防止法の改正を踏まえ、避難情報を5段階の警戒レベルに整理し、居住者等が的確な避難行動をとれるよう、ガイドラインを改定している。

警戒レベルの運用により、避難の段階が分かりやすくなった一方で、避難勧告と避難指示（緊急）は同じ警戒レベルとなっており、どちらで避難すればよいか分かりにくいとの課題も生じた。

このため、令和3年4月末に災対法が改正され、警戒レベル4の避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化するほか、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険な場合には直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善されている。なお、避難勧告の廃止により、ガイドラインの名称は「避難情報に関するガイドライン」に変更されている。

本マニュアルは、平成24年7月豪雨の豪雨検証会議での検討結果や内閣府のガイドラインの見直し、危険水位及びはん濫危険水位の設定要領の改定を受け、高岡市による避難情報の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状態において、どのような対象区域の住民に対して避難情報を発令すべきか等を取りまとめたものである。

本マニュアルの運用にあたっては、内閣府のマニュアルの考え方に従い、避難情報は空振りを恐れず、早めに出すことを基本とし、市民の生命の保全に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成にあたっては、以下の文献等を参考としているが、今後、運用と検証を重ね、より精度を高めていくと共に、災害データの蓄積により具体的な判断基準を複数化し、または築堤工事や河川に関する情報体制の整備の進捗に併せて随時改定していくものとする。

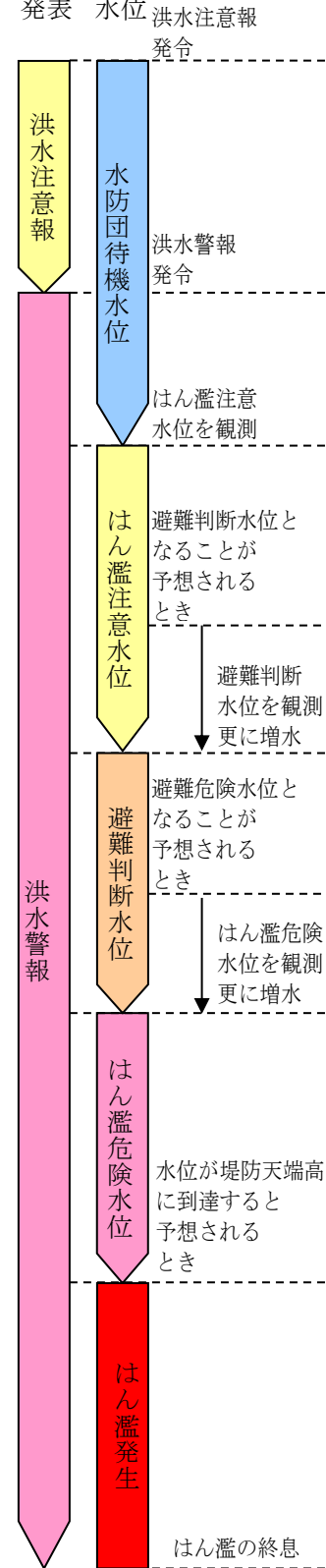
[参考文献等]

- ・ 避難情報に関するガイドライン（R3.5 内閣府）
- ・ 避難情報に関するガイドライン（別冊）（R3.5 内閣府）
- ・ 高岡市地域防災計画（H19.8[R1.8 最終改定]高岡市防災会議）

【洪水対応フロー】

【気象情報等】

気象庁 河川
発表 水位



【警戒体制】

警戒体制基準：P2 参照

初動体制（非常第1配備）
危機管理課・土木維持課・消防本部・下水道工務課にて対応

初動体制（非常第2配備）
危機管理課・土木維持課・消防本部・下水道工務課にて対応

災害警戒本部第1体制
車庫棟2階会議室

災害警戒本部第2体制
車庫棟2階会議室

災害対策本部
車庫棟2階会議室

【避難情報の発令基準】

避難情報基準：P19～24 参照

洪水予報指定河川
・庄川
・小矢部川

水位周知河川
・千保川
・和田川
・祖父川
・横江宮川

高齢者等避難

避難指示

緊急安全確保

避難情報の伝達方法
伝達内容：P25、28～32
伝達先・伝達手段：P26
避難行動要支援者対策：

避難情報の解除

・避難情報を伝達する場合

はん濫の終息

1 避難情報が発表された時は、迷わず避難しましょう！

(1) 避難情報の発令の状況と住民に求める行動は下記のとおりです。

【警戒レベル】 避難情報	発令時の状況	住民がとるべき行動
【レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	・大雨に関し、翌日までの期間に警報級の可能性が「高」又は「中」が予想されている状況	・防災気象情報の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
【レベル2】 洪水注意報 (気象庁が発表)	・流域雨量指数基準が基準値以上 ・複合基準が基準値以上 ・指定河川洪水予報が庄川(大門)又は小矢部(長江)の基準観測点において発令基準に到達	・ハザードマップ等により自宅・避難施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認し、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【レベル3】 高齢者等避難 (高岡市が発令)	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【レベル4】 避難指示 (高岡市が発令)	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【レベル5】 緊急安全確保 (高岡市が発令) ※必ず発令される情報ではない	・災害が発生しているか又は切迫している段階であり、人的被害が発生している恐れがある状況	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

(2) 避難勧告等の発令・解除は、以下の判断材料を基に総合的な判断により行います。

- ・ 気象庁による洪水注意・警報
- ・ 河川管理者と気象庁による洪水予報
(はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報)
- ・ 雨量や川の水位情報
- ・ 過去の出水状況
- ・ パトロール等で確認する危険箇所の状況など
- ・ 地元住民からの情報

パトロールに際しては、写真や映像を活用した調査を行い、特に現場で危険と感じられる場合については、写真(日時、場所、被害状況、特記事項を添付)を、本部へメールして報告するとともに、重要な情報については、富山地方气象台等との間で相互に情報交換する。

① 洪水予報指定河川（庄川、小矢部）

【警戒レベル】 避難情報	庄川	小矢部川
【レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庄川はん濫警戒情報が発表された時 { 大門水位観測所の水位が7.40m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき ・ 軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・ 夜間、明け方に台風等が通過するとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小矢部川はん濫警戒情報が発表された時 { 長江水位観測所の水位が6.90m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。 ・ 軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・ 夜間、明け方に台風等が通過するとき。
【レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庄川はん濫危険情報が発表された時 { 大門水位観測所の水位が7.70m（はん濫危険水位）を観測し、 なお水位が上昇しているとき。 ・ 異常な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・ 夜間、明け方に台風等が通過するとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小矢部川はん濫危険情報が発表された時 { 長江水位観測所の水位が7.30m（はん濫危険水位）を観測し、 なお水位が上昇しているとき。 ・ 異常な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・ 夜間、明け方に台風等が通過するとき。
【レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位予測により、水位が堤防天端を超えると予想される時。 ・ 庄川又は小矢部川はん濫発生情報が発表されたとき。 ・ 破堤・越水を確認したとき。 ・ 大雨時別情報が発表され、人命に危害が及ぶ災害が予想される時。 	
解除	<p>下記の判断材料を基に総合的な判断により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 富山地方气象台が洪水注意・警報を解除した場合 ② 河川の水位がはん濫危険水位以下に下がり、今後上昇するおそれがない場合 ③ 浸水が発生している場合は、水が引くとともに、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合 	

② 水位周知河川（千保川、祖父川、岸渡川、和田川、横江宮川、子撫川）

【警戒レベル】 避難情報	千保川	祖父川	岸渡川
【レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 千保川避難判断水位到達情報が発表されたとき <p>（市場橋（又は志貴野橋）水位観測所の水位が2.90（4.90）m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 祖父川避難判断水位到達情報が発表されたとき <p>（樋詰橋水位観測所の水位が2.30m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 岸渡川避難判断水位到達情報が発表された時 <p>（岸渡川鉄道橋水位観測所の水位が2.00m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき</p>
<ul style="list-style-type: none"> 軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。 夜間、明け方に台風等が通過するとき。 			
【レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 千保川はん濫危険水位到達情報が発表されたとき <p>（市場橋（又は志貴野橋）水位観測所の水位が3.50（5.80）m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 祖父川はん濫危険水位到達情報が発表されたとき <p>（樋詰橋水位観測所の水位が3.00m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 岸渡川はん濫危険水位到達情報が発表されたとき <p>（岸渡川鉄道橋水位観測所の水位が2.60 m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 異常な漏水、侵食等が発見されたとき。 夜間、明け方に台風等が通過するとき。 			
【レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 水位が氾濫危険水位を超え、堤防天端高に到達すると予想される時。 破堤・越水を確認したとき。 大雨時別情報が発表され、人命に危害が及ぶ災害が予想される時。 		
解除	<p>下記の判断材料を基に総合的な判断により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 富山地方気象台が洪水注意・警報を解除した場合 河川の水位がはん濫危険水位以下に下がり、今後上昇するおそれがない場合 浸水が発生している場合は、水が引くとともに、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合 		

【警戒レベル】 避難情報	和田川	横江宮川	子撫川
【レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 和田川避難判断水位到達情報が発表されたとき <p>（本江水位観測所の水位が3.70m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 横江宮川避難判断水位到達情報が発表されたとき <p>（宮川橋水位観測所の水位が2.60m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子撫川避難判断水位到達情報が発表された時 <p>（宮島橋水位観測所の水位が4.30m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。 夜間、明け方に台風等が通過するとき。 		
【レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 和田川はん濫危険水位到達情報が発表されたとき <p>（本江水位観測所の水位が4.30m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 横江宮川はん濫危険水位到達情報が発表されたとき <p>（宮川橋水位観測所の水位が3.00m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子撫川はん濫危険水位到達情報が発表されたとき <p>（宮島橋水位観測所の水位が4.70m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 異常な漏水、侵食等が発見されたとき。 夜間、明け方に台風等が通過するとき。 		
【レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 水位が氾濫危険水位を超え、堤防天端高に到達すると予想される時。 破堤・越水を確認したとき。 大雨時別情報が発表され、人命に危害が及ぶ災害が予想される時。 		
解除	<p>下記の判断材料を基に総合的な判断により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 富山地方気象台が洪水注意・警報を解除した場合 河川の水位がはん濫危険水位以下に下がり、今後上昇するおそれがない場合 浸水が発生している場合は、水が引くとともに、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合 		

2 避難情報の伝達、収集方法

(1) 避難勧告は、以下のようにお伝えします！

高岡市告示第〇〇号	
大雨に伴う避難指示について	
令和〇年〇月〇日昼過ぎからの大雨のため、次のとおり避難指示を発令する。	
令和〇年〇月〇日	
高岡市長 〇〇 〇〇	
1 発令者名	高岡市長 〇〇 〇〇
2 発令の日時	令和〇年〇月〇日 〇時〇分
3 発令の理由	〇〇川のはん濫のおそれがあるため
4 避難対象地域	高岡市〇〇町〇番地他 (〇世帯)
5 避難先	高岡市立〇〇〇

(2) 避難勧告などは、様々な方法でお伝えします。

- ・ 同報系防災行政無線、市防災情報メールの利用
- ・ 消防車・広報車の利用（拡声器や口頭での伝達）
- ・ 市ホームページでの掲載（HP 緊急・災害情報）
- ・ 自治会への電話連絡（自治会、自主防災会など）
- ・ 放送局への広報要請など（CATV、マスコミなど）

(3) 避難行動要支援者への伝達方法

市からの直接的な伝達その他、個別計画で定めた支援者との連携による伝達が特に重要となります。このため、避難行動要支援者申出カードの特記事項に緊急時の通信手段などを記載しましょう。

(4) 要配慮者関連施設への情報伝達手段の確保

洪水予報や避難勧告等の特に緊急を要する情報については直接 F A X やメールなどでお伝えします。

関連施設へ提供する情報の種類と主たる伝達手段は、次のとおりとする。

情報の種類	主たる伝達手段等
① 気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット等により自主的に情報を取得
② 土砂災害警戒情報	①に加え、市からの F A X、メール情報
③ 避難情報 (高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)	市・消防等の広報、防災行政無線、C A T V、ラジオなど

3 広報文例

① 防災行政無線及び消防車・広報車でのご広報文例です。

種別	内容
<p>【警戒レベル 3】 高齢者等避難</p>	<p>こちらは高岡市です。 現在、〇〇時〇〇分に、〇〇地区に対して〇〇川に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。 〇〇川の水位が避難判断水位に達し、今後、災害による被害が発生するおそれがあります。 避難に時間のかかる方やその支援者の方は、あらかじめ定めた避難場所や安全な親戚宅等に速やかに避難を開始してください。 近所にお住まいの方は、お年寄り等の避難を支援してください。 その他の方も避難の準備を始めるとともに、ラジオ、テレビなどで今後の気象情報にご注意ください。</p>
<p>【警戒レベル 4】 避難指示</p>	<p>こちらは高岡市です。 現在、〇〇時〇〇分に、〇〇地区に対して警戒レベル4、避難指示を発令しました。 〇〇川の水位がはん濫危険水位に達し、今後、災害による被害が発生する可能性が高くなっています。 〇〇地区の方は、直ちにあらかじめ定めた避難行動をとってください。 できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。 外が危険な場合は、屋内の高いところか、近くの安全な建物に退避してください。</p>
<p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保 特別警報発表時</p>	<p>こちらは高岡市です。 〇〇時〇〇分、〇〇地区に警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。 〇〇川の堤防が決壊して（危険水位を突破して）大変危険な状況です。 （高岡市に対し、〇〇特別警報が発表されました。数十年に一度しかないような非常に危険な状況です。） 周囲の状況や市から発令されている避難指示などの情報に留意し、直ちに避難所へ避難するか外出することが危険な状況の場合は、家の中のより安全な場所にとどまり、直ちに命を守る行動をとってください。 ※命を守るための最善の安全確保行動を行うことを呼びかける。</p>

② F A X（要配慮者関連施設あて）による広報文例です。

種別	内容
注意喚起	<p style="text-align: center;">〇〇に関する情報（第〇〇号）</p> <p>要配慮者関連施設関係者 各位</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇月〇日 午前〇時〇分</p> <p style="text-align: right;">発信者 高岡市〇〇〇（Tel：0766-〇〇-〇〇〇〇）</p> <p>洪水予報（〇〇川氾濫〇〇情報）の発表について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>伝達内容</p> <p style="text-align: center;">国土交通省及び富山地方気象台より別紙の発表がありましたので、送付します。</p> </div> <p>※ 別紙に、「洪水予報（〇〇川氾濫〇〇情報）」のコピーを添付する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等避難 ・ 避難指示 ・ 緊急安全確保 	<p style="text-align: center;">〇〇に関する情報（第〇〇号）</p> <p>要配慮者関連施設関係者 各位</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇月〇日 午前〇時〇分</p> <p style="text-align: right;">発信者 高岡市〇〇〇（Tel：0766-〇〇-〇〇〇〇）</p> <p>避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発表について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>伝達内容</p> <p>大雨の影響により〇〇川のはん濫のおそれがあるため、</p> <p>〇時〇分 避難情報（<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>）を発表しました。</p> <p>対象区域の各位は、すみやかに（至急）指定緊急避難場所へ避難を開始してください。</p> <p>避難の際は、指定緊急避難場所周辺で誘導する消防署員等の指示に従ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象区域 : 〇〇町、〇〇町、〇〇町 ・ 指定緊急避難場所 : 〇〇〇〇 </div>

4 河川の特性

(1) 対象とする河川

市内を流れる全ての河川を対象としますが、洪水予報指定河川と水位周知河川以外の河川については、水位周知河川の基準等を準用します。

水系名	河川名	管理者	備考
庄川	庄川	国土交通省	洪水予報指定河川
小矢部川	小矢部川	〃	〃
〃	千保川	富山県	水位周知河川
〃	祖父川	〃	〃
〃	岸渡川	〃	〃

(2) 洪水の種類

① 洪水の種類

外水はん濫	川の水（外水）が堤防から溢れる、あるいはそれによって川の堤防が破堤した場合等に起こる洪水をいう。
内水はん濫	市街地に降った雨（内水）が雨水処理能力を超え、スムーズに河川に放出できないことで起こる洪水をいう。

※ 堤防の居住地側を内、河川側を外として内外を決定している。

② 外水はん濫の留意すべき事項

堤防を有さない河川が氾濫する場合	水位上昇に伴い河川の水が溢れ、徐々に浸水域、浸水深が増加する。
堤防を有する河川が破堤した場合	氾濫水は家屋でさえ破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近くの住民は破堤前の避難が必要となる。また、相当量の氾濫水が流れ出し、浸水深や浸水域も一気に増加するため、低地で氾濫水が集まる地域では、速やかな避難行動が必要となる。
大河川に中小河川が合流する場合	大河川の水位上昇により中小河川の水が流下出来なくなり、溢れる場合がある。
内水氾濫が先行して発生する場合	内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では避難が困難となるおそれがある。また、急流河川が破堤すると、浸水深は浅くても、はん濫水の流速が早いいため、避難行動に危険が生ずる場合がある。

③ 浸水が既に始まっている場合において、留意すべき事項

- ・ 浸水深が 50cm を上回る（大人の膝上まで浸水）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能であること。

- ・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上 10cm 程度でも危険であること。
- ・浸水により緊急避難場所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物等の 2 階以上へ緊急的に避難するなどの行動をとること。

5 警戒すべき区域

警戒すべき区域としては、浸水想定区域図がある。（川の水（外水）が堤防から溢れる、あるいはそれによって川の堤防が破堤した場合等に起こる洪水について、浸水深夜各地区の避難場所等を示したもの。）庄川、小矢部川、千保川、祖父川、岸渡川について作成している。

市土木維持課HP（庄川、小矢部川浸水想定区域図）

<http://www.city.takaoka.toyama.jp/doboku/bosai/bosai/hazard-map/kozui.html>

県河川課HP（千保川、祖父川、岸渡川浸水想定区域図）

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1503/kj00009527.html

国土交通省HP（庄川、小矢部川動く浸水想定区域図）

<http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/bousai/hanran/index.html>

6 避難すべき区域

(1) 避難すべき区域

洪水の発生の恐れのある区域は、河川毎の浸水想定区域とするが、現地状況や時間的経過に応じて避難準備情報、避難勧告・指示の別を判断し、避難すべき区域を設定するものとします。

洪水予報指定河川は下表のとおり二段階で発表し、その他の河川については、現地状況も勘案しながら洪水予報指定河川の基準を準用します。

洪水予報指定河川（庄川、小矢部川）

段階	水位情報等	避難勧告等の発令対象
第一段階	はん濫警戒情報が発表され、避難判断水位に到達すると予測されるとき	・堤防の決壊～洪水到達時間が 30 分以内の区域全域に避難準備情報を発令する。なお、はん濫注意水位からはん濫危険水位までの時間的余裕がない場合は、第二段階へ移行し、避難勧告を発令する。
第二段階	はん濫危険情報が発表され、はん濫危険水位に到達すると予測されるとき	破堤、溢水が想定される箇所（現場状況、事前想定箇所）に応じた浸水想定区域を対象に避難勧告（指示）を発令する。

(2) 避難単位の考え方

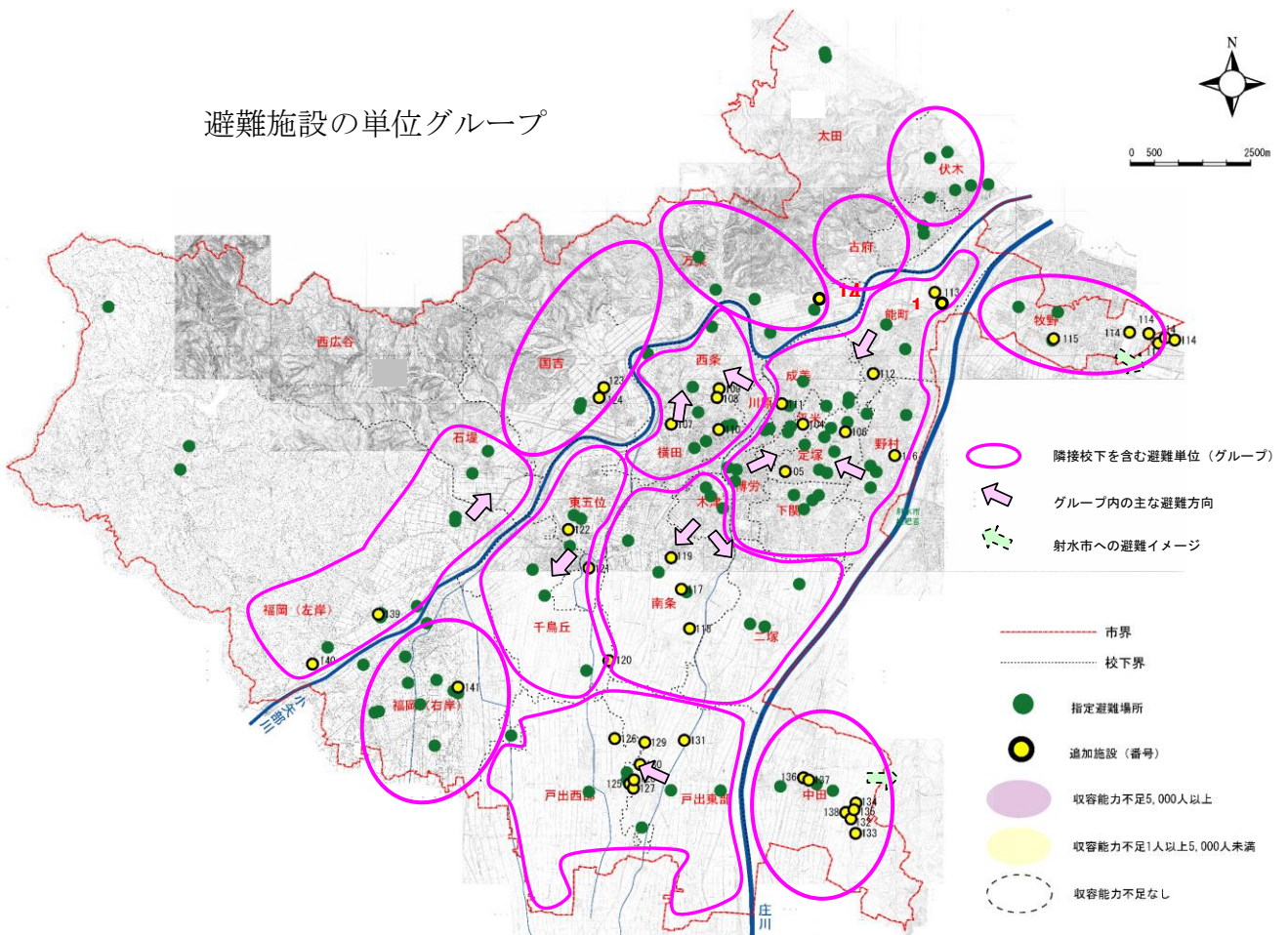
避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は、自治会及び自主防災組織を避難単位とします。ただし、具体的な避難区域については、防災気象情報やパトロール等からの報告を含め総合的に判断することとします。

(3) 避難施設の選定

避難施設の選定に当たっては、市指定避難所 147 施設の内、洪水時に使用可能である 107 施設の中から選定します。なお、避難施設の開設は校下（連合自治会）単位を基本とします。校下全体で収容能力が不足している場合は、隣接校下への避難も考慮し、下記図表のとおり 13 グループに分類しています。

グループ1	伏木
グループ2	古府
グループ3	二上、守山
グループ4	国吉
グループ5	石堤、赤丸、西五位
グループ6	能町、成美、平米、野村、定塚、下関、博労
グループ7	西条、横田、川原
グループ8	東五位、立野、小勢
グループ9	木津、佐野、福田、二塚
グループ10	戸出
グループ11	福岡、山王、大滝
グループ12	牧野
グループ13	中田

避難施設の単位グループ



7 洪水に関する防災・気象情報

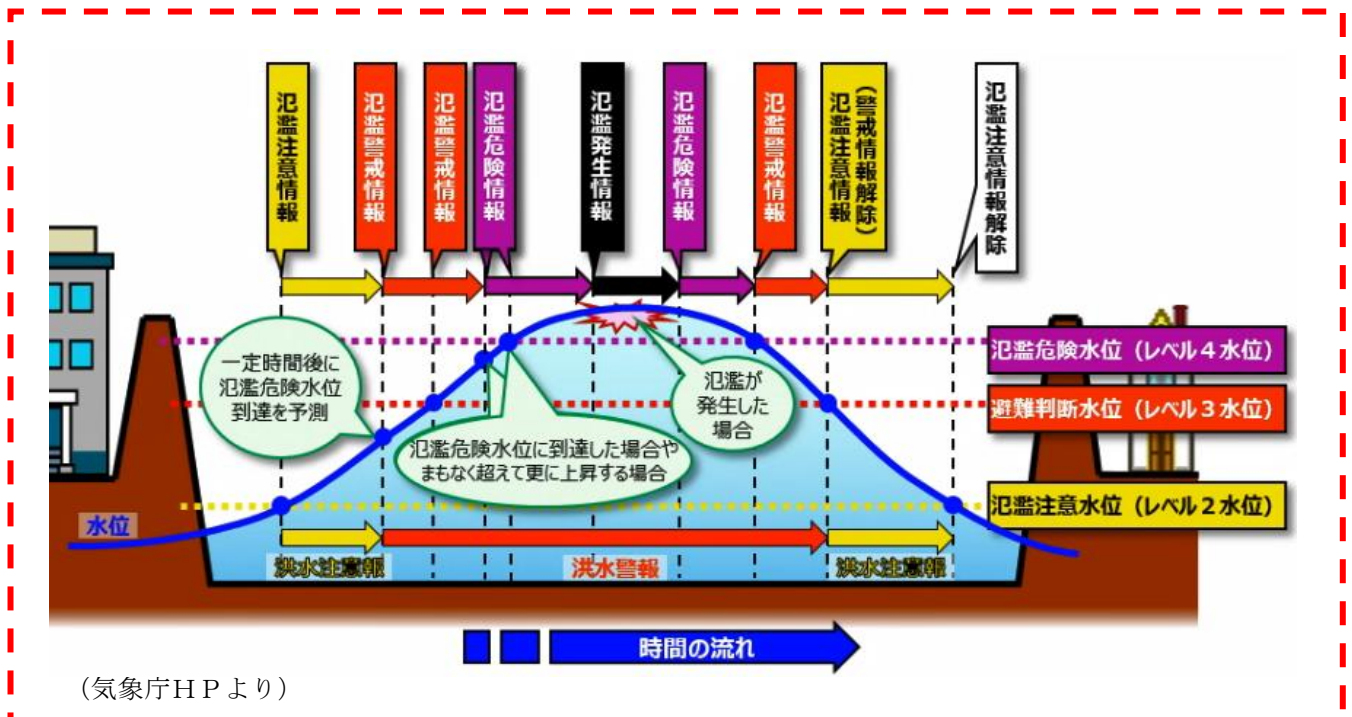
(1) 洪水に関する防災気象情報

洪水が予想される場合の各種防災気象情報の内容について下記のとおりです。なお、情報の種類については、気象情報（洪水注意報・警報）、水防警報、洪水予報、避難判断水位到達情報がある。

防災気象情報の内容

水位危険度 (警戒レベル 相当情報)	水位の名称 (水防団の体制)	洪水予報の種類※ [洪水注意・警報]	市町村・住民に求める行動等
レベル5	はん濫発生	はん濫発生情報 [洪水警報]	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は緊急安全確保の発令を判断 逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 生命を守る最善の行動
レベル4	はん濫危険水位	はん濫危険情報 [洪水警報]	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は避難指示の発令を判断 住民は避難を判断
レベル3	避難判断水位	はん濫警戒情報 [洪水警報]	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は高齢者等避難の発令を判断 要配慮者等は避難を判断
レベル2	はん濫注意水位 (水防団出動)	はん濫注意情報 [洪水注意報]	<ul style="list-style-type: none"> 住民ははん濫に関する情報に注意
レベル1	水防団待機水位 (水防団待機)	(発表なし)	

※ 洪水予報は、洪水予報指定河川に限る。



(2) 気象情報（洪水注意報・警報）

種類	発表基準
洪水注意報	洪水によって、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
洪水警報	洪水によって、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。

(3) 洪水予報

① 洪水予報

気象庁は国土交通省と共同して、あらかじめ指定した河川（庄川、小矢部川）について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行っています。

指定河川洪水予報には下表のとおり4つあり、河川名を付して「〇〇川はん濫注意情報」のように発表します。はん濫注意情報が洪水注意報に相当し、はん濫警戒、はん濫危険、はん濫発生情報が洪水警報に相当します。

洪水予報は、市や報道機関を通じて地域住民の方々へ伝えられるほか、気象庁や関係機関のホームページからも閲覧することが可能です。

発表基準は下表、発表様式は、別表1のとおりとなっています。

別表1 洪水予報発表様式

種類	発表基準
はん濫注意情報（洪水注意報）	はん濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報（洪水警報）	避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、あるいは、水位予測に基づきはん濫危険水位に達すると見込まれた時
はん濫危険情報（洪水警報）	はん濫危険水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
はん濫発生情報（洪水警報）	はん濫が発生した時

(4) 避難判断水位到達情報

都道府県が管理する中小河川（水位周知河川）において発表され、河川からの氾濫の恐れのある危険水位に近づいた時の、避難等の参考になる水位です。

発表基準は下表、発表様式は、別表2のとおりとなっています。

別表2 避難判断水位到達情報発表様式

河川名	水位 (m)
千保川（市場橋、志貴野橋）	3.10、4.40
祖父川（樋詰橋）	2.50
岸渡川（岸渡川鉄道橋）	2.30

(5) 情報の入手方法

① 富山防災 WEB (富山県)

<http://www.bousai.pref.toyama.jp/>

<天気・気象情報>

- ・ 注意報・警報
- ・ 天気予報
- ・ 台風情報
- ・ レーダーアメダス

<土砂災害警戒情報>

- ・ 土砂災害警戒情報

<雨量・水位>

- ・ 県内雨量、水位実況表 など



② 川の防災情報 (国土交通省)

<http://www.river.go.jp/>

- ・ レーダー雨量
- ・ テレメータ
(雨量・水位・水質・積雪)
- ・ 洪水予報
- ・ 水防警報
- ・ ダム情報 など



③ 気象庁 HP

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

<気象警報・注意報>

- ・ 気象警報・注意報
- ・ 指定河川洪水予報
- ・ 土砂災害警戒情報

<天気予報>

- ・ レーダーアメダス

<気象観測データ>

- ・ 観測データ情報

<地震、津波に関する情報>

- ・ 津波警報・注意報 など

